

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（仮称）骨子案

1 定期報告の方法等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、主務省令で定めるものは、以下を想定する。

(1) 定期報告の方法

食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件（年間100t以上を想定）を満たす事業者は、毎年度6月末日までに、原則として、電子申請により報告を行う旨規定する。

(2) 定期報告事項

食品廃棄物等の発生量

売上高、製造数量等の食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する数値

食品廃棄物等の発生原単位（ を で除したもの）

食品廃棄物等の発生抑制の実施量（（基準となる年度の から当該年度の を減じた値に当該年度の の数値を乗じたもの）

食品循環資源の再生利用の実施量

食品循環資源の熱回収の実施量

食品廃棄物等の減量の実施量

食品循環資源の再生利用等の実施率

判断の基準となるべき事項の遵守状況等（適又は不適等を記載）

再生利用により得られた特定肥飼料等の製造量又は熱回収により得られた熱量等

フランチャイズチェーンにあっては、2の約款の定めのうちいずれかの有無

等

2 フランチャイズチェーンの約款の定め

法第9条第2項の規定に基づき、フランチャイズチェーンのうち本部と加盟者が結ぶ約款に加盟者が排出する食品廃棄物等の処理に関する定めであって主務省令で定めるものは、以下を想定する。

食品廃棄物等の処理に関し本部事業者が加盟者を指導又は助言する旨の定め

食品廃棄物等の処理に関し本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の

定め

上記 ~ の定めが記載された本部事業者と加盟者間で締結した約款以外の契約書を遵守するものとする定め

上記 ~ の定めが記載された本部事業者が定めたフランチャイズチェーン全体の環境方針や行動規範を遵守するものとする定め

定期報告内容の情報提供のあり方について

今般の法改正により、その事業活動に伴い生じる食品廃棄物等を多量に発生させている事業者は、平成21年度から毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関して主務大臣に報告しなければならないとされたところである。

これら定期報告された内容には、食品関連事業者の取組の参考となる優良な事例等、各食品関連事業者が再生利用等の取組を実施していく上で役立つものが含まれていることから、国は、報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを整理し、公表することを通じて、食品循環資源の再生利用等の取組に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進並びに食品関連事業者の積極的な取組・努力に対する消費者の理解の醸成を図っていくことが有効である。

具体的な内容としては、以下を想定する。

発生原単位（仮称。下記算定式により求められる数値をいう。）が、業種・業態等の中で最も低い食品関連事業者の取組内容。

発生原単位の算定式（案）

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高、製造数量等の食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する数値を想定}}$$

食品循環資源の再生利用等の実施率が、業種・業態等の中で最も高い食品関連事業者の取組内容。

業種・業態別等の食品循環資源の単位当たり食品廃棄物等発生量及び再生利用等の実施率の平均的な値。

国が公表を行うことについて同意する事業者の事業者名、単位当たり食品廃棄物等発生量及び再生利用等実施率の一覧。